

広島県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定によって、次の保安林の指定施業要件を変更したが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によって、通知の内容を関係市役所の掲示場に掲示した。

平成二十九年六月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
江田島市能美町高田字間所一二九九の三	大原 勇人
江田島市能美町高田字宗崎七二五の一	白鳥 浩子 白鳥 実
尾道市因島三庄町字大畑二〇三九八、二〇四四三	青井 國夫
尾道市因島三庄町字大畑二〇四五二、字梶谷二〇四六七	円福寺 新之助
尾道市因島三庄町字梶谷二〇四六六	藤川 マサ子
尾道市因島三庄町字梶谷二〇四六九	藤川 勝友 柏原 政太郎 宮崎 信雄
尾道市因島三庄町字梶谷二〇五〇〇、二〇五〇二	楠見 國松

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
変更しない。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）